

令和2年4月6日

加茂市立小・中学校児童生徒の保護者様

加茂市教育委員会教育長

加茂市立小・中学校の教育活動再開に係るお願い

春暖の候、保護者様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市学校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、加茂市教育委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、政府、文部科学省からの一斉臨時休業の要請を踏まえて、市立小・中学校を一斉に臨時休業としていましたが、本日より教育活動を再開しました。

臨時休業中は、子どもたちにも保護者の皆さまにも、様々な不安やご心配をおかけしたことと思います。今後も予断を許さない状況が続くと思われまます。教職員と教育委員会が一丸となって子どもたちの生命の安全と健康の保持に取り組んでいきます。

つきましては、感染予防対策を万全にしつつ新年度を円滑にスタートできますよう、ご家庭でも下記の取組へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 登校前 **体温測定**と**健康観察**

(1) 朝の体温測定をお願いします。当分の間体温測定を続けます。

(2) 別紙「健康観察表」に、体温、症状等を記入してください。

(3) 体温 37.5℃以上の発熱や風邪の症状（咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等）がある場合は、家庭で休養させてください。

この場合の出欠の扱いについては、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」

2 登校時 **健康観察表の提出**

(1) 児童生徒は、登校の際、健康観察表を持参し、学級担任等に提出してください。

(2) 登校後、発熱や風邪の症状（咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等）がある場合は、家庭で休養をお願いします。

裏面もあります

3 学校における感染予防の取組

これまで集団感染が確認された場に共通する3条件「密閉空間であり換気が悪い」「手の届く距離に多くの人がいる」「近距離での会話や発声がある」を避けて、教育活動に取り組めます。加えて、集団感染のリスクを下げるために、次の取組を行います。



- (1) 保護者と連携して、児童生徒の健康観察を行います。
- (2) 教室等のこまめな換気を行います。
- (3) 児童生徒に手洗いや咳エチケット等の感染拡大防止策を指導します。
- (4) 多くの児童生徒が手を触れる場所は、十分に清掃や消毒を行うなど環境衛生を良好に保ちます。

4 感染症対策のポイント **感染源を絶つこと 感染経路を絶つこと 抵抗力を高めること**

特に、手洗いや咳エチケットを徹底し、免疫力を高めるため、ご家庭でも十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう、よろしく願いいたします。

また、児童生徒の学校生活では、飛沫防止のため、マスクやマスクに代わる物の着用へのご協力をお願いいたします。

5 その他

- このことに関するお問い合わせは、担当までお願いします。

<担 当>

加茂市教育委員会学校教育課
課長 北原利章
電話 0256-52-0080 (代)